

南幌町障がい福祉計画に基づく
平成18年度実績評価

南 幌 町

平成19年11月

平成 18 年度実績評価にあたって

「誰もがいきいきと暮らせるバリアフリー社会の実現」を基本理念として平成 19 年 3 月に南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画を策定し、事業の推進をしているところであります。

平成 18 年 4 月より「障害者自立支援法」の施行に伴い、安定的な財源の確保と目的に利用者の 1 割負担等が実施され、10 月からは新体系への移行が開始され、利用者及び関係者にとっては制度の理解や周知に翻弄した 1 年でありました。

この度、障がい者の実態把握とサービスの理解を含めアンケート調査を実施するとともに、平成 18 年 10 月から平成 19 年 3 月までの新体系に伴う実績をまとめ計画の進捗状況等の点検評価を行いました。この評価を基に、平成 20 年度における計画の見直しに反映させていきたいと考えております。

サービスの推計値と現状がどうであったかということに着眼してまとめましたが、今回の評価では、障害福祉サービスでは短期入所以外は微増のサービスはあるものの、ほぼ計画の推計値で一致しており、また、町が主体で実施する地域生活支援事業も移動支援事業を除き、ほぼ推計と同様の結果となりました。

特に、推計値から利用が少なかった移動支援事業については、サービスが不要となったり、他のサービスで代替したのではないかと考えられます。一方、推計値より大幅に利用が増えた短期入所については、突発的な利用やサービス自体が周知されたことによるものと考えられます。

今後については、数値には表現できない相談支援事業等の充実や関係機関と連携をとりながら、福祉サービスの啓蒙や提供に努めるとともに、本計画の基本理念である「誰もがいきいきと暮らせるバリアフリー社会の実現」を目指し、各施策の推進を図ってまいります。

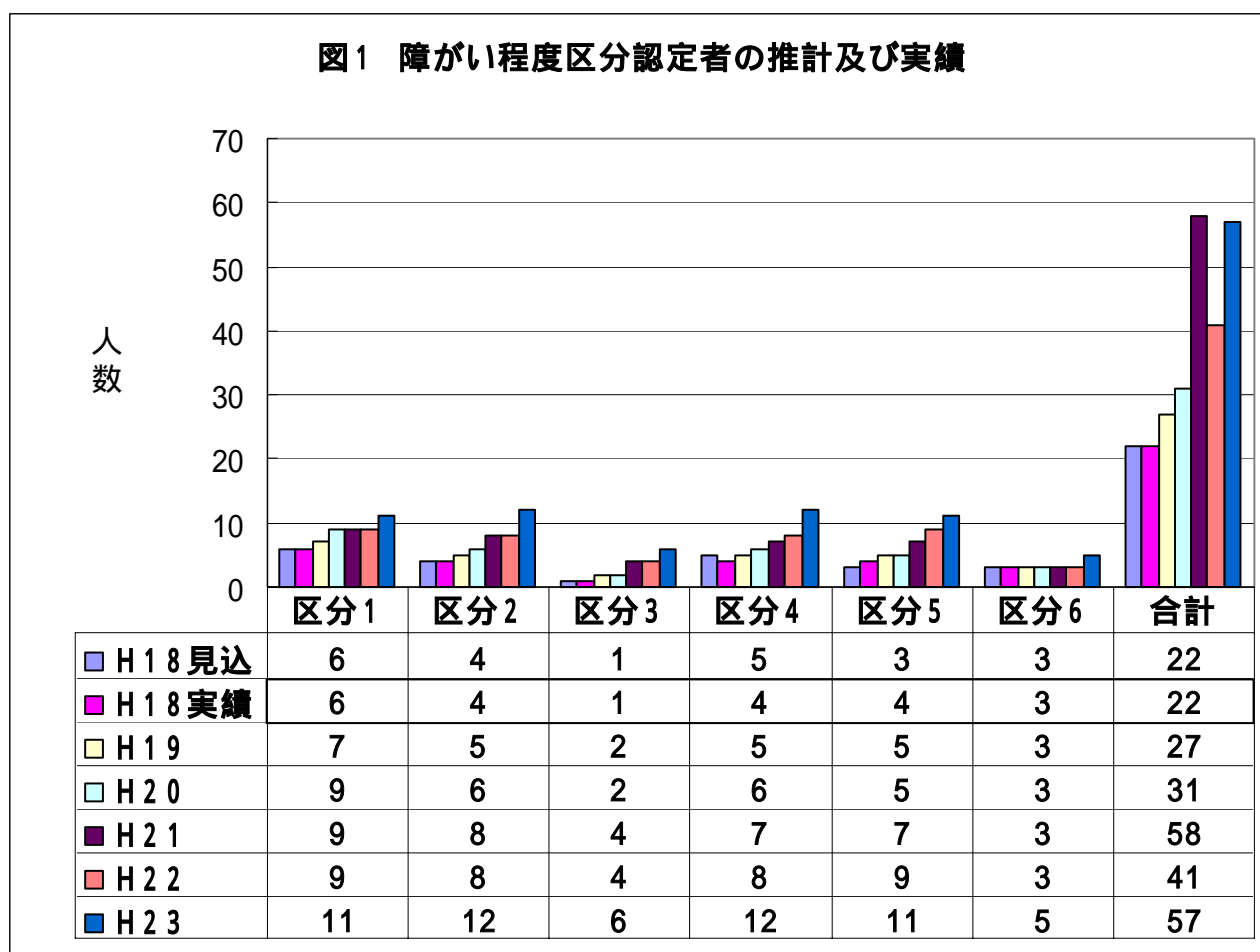
平成 19 年 1 1 月

<目 次>

1	障がい程度区分の認定	1
2	訪問系サービス	2
3	日中活動系サービス	5
4	居住系サービス	11
5	地域生活支援事業	13
6	参考資料	15
7	南幌町障がい者計画及び 南幌町障がい福祉計画評価委員会設置要綱	17
8	南幌町障がい者計画及び 南幌町障がい福祉計画評価委員会名簿	18

1 障がい程度区分認定

障がい福祉計画 16 ページ参照



平成18年度については、10月からの新体系開始に向けて、8月より南空知南部障がい認定審査会(夕張市・栗山町・由仁町・南幌町の共同設置)が開始され、延べ11回開催されました。全体で128件の審査が行われ、当町は23件(うち1件再調査)の審査がなされました。ほぼ推計どおりの区分となっています。

【参考】南空知南部障がい認定審査会月別審査件数

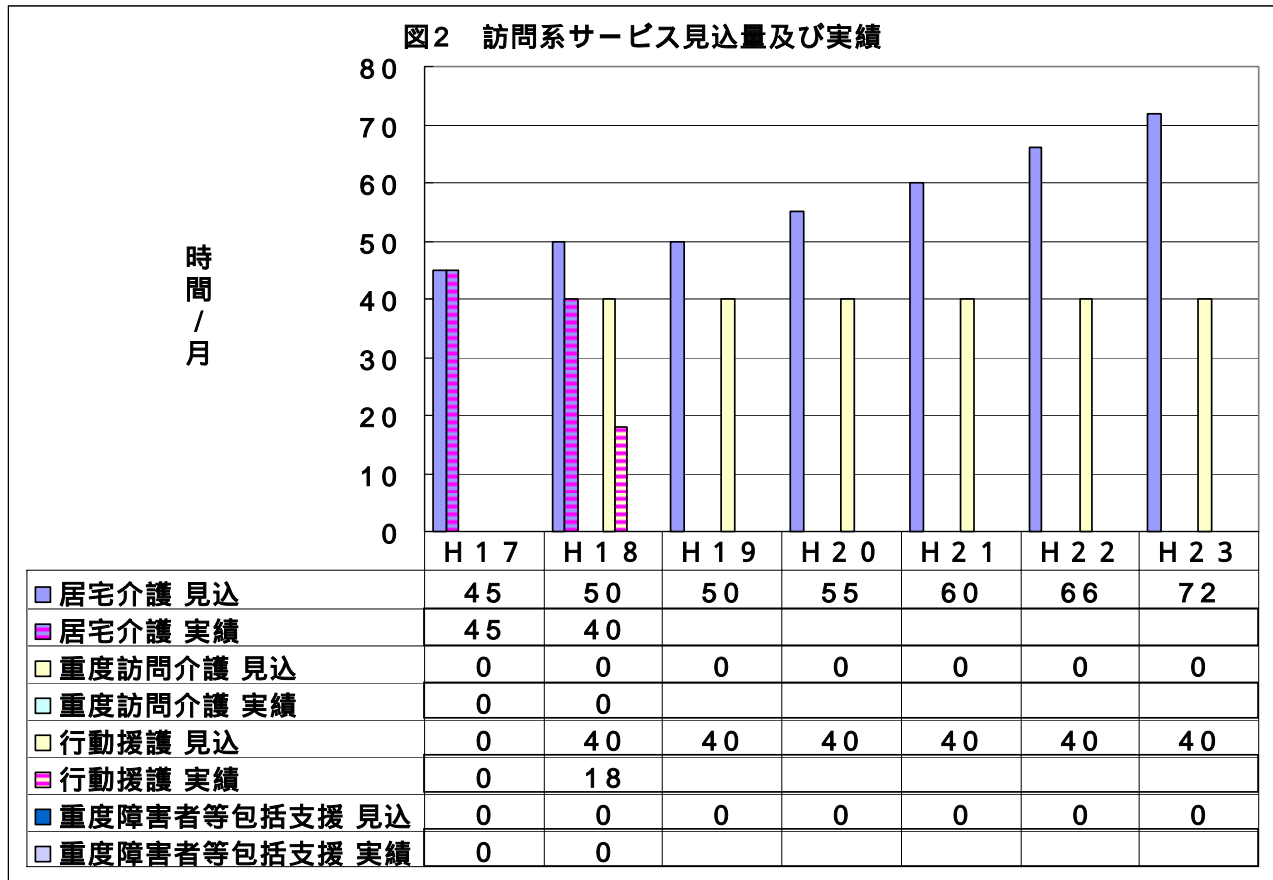
(単位：件数)

	8月 2回開催	9月 3回開催	10月 1回開催	11月 1回開催	12月 1回開催	2月 1回開催	3月 1回開催	合計
夕張市	1	15	7	2	0	1	0	26
栗山町	14	33	2	2	1	3	2	57
由仁町	9	2	1	0	2	3	5	22
南幌町	5	11	2	4	1	0	0	23

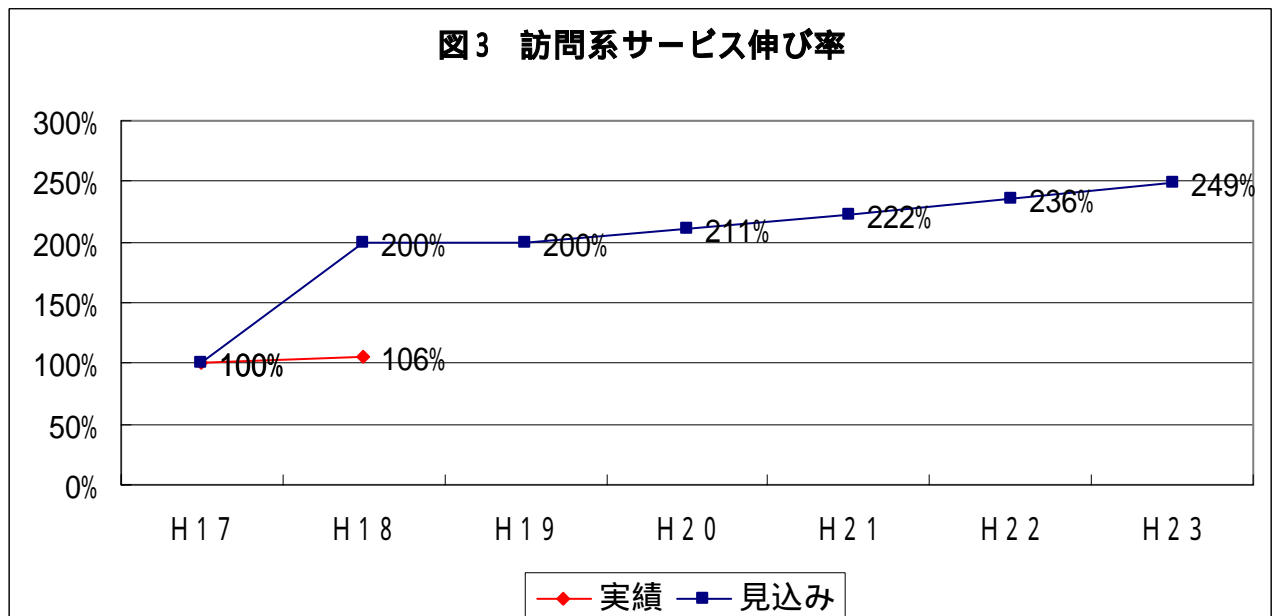
合計	29	61	12	8	4	7	7	128
----	----	----	----	---	---	---	---	-----

2 訪問系サービス

障がい福祉計画 2 2 ページ参照



障がい福祉計画 2 2 ページ参照



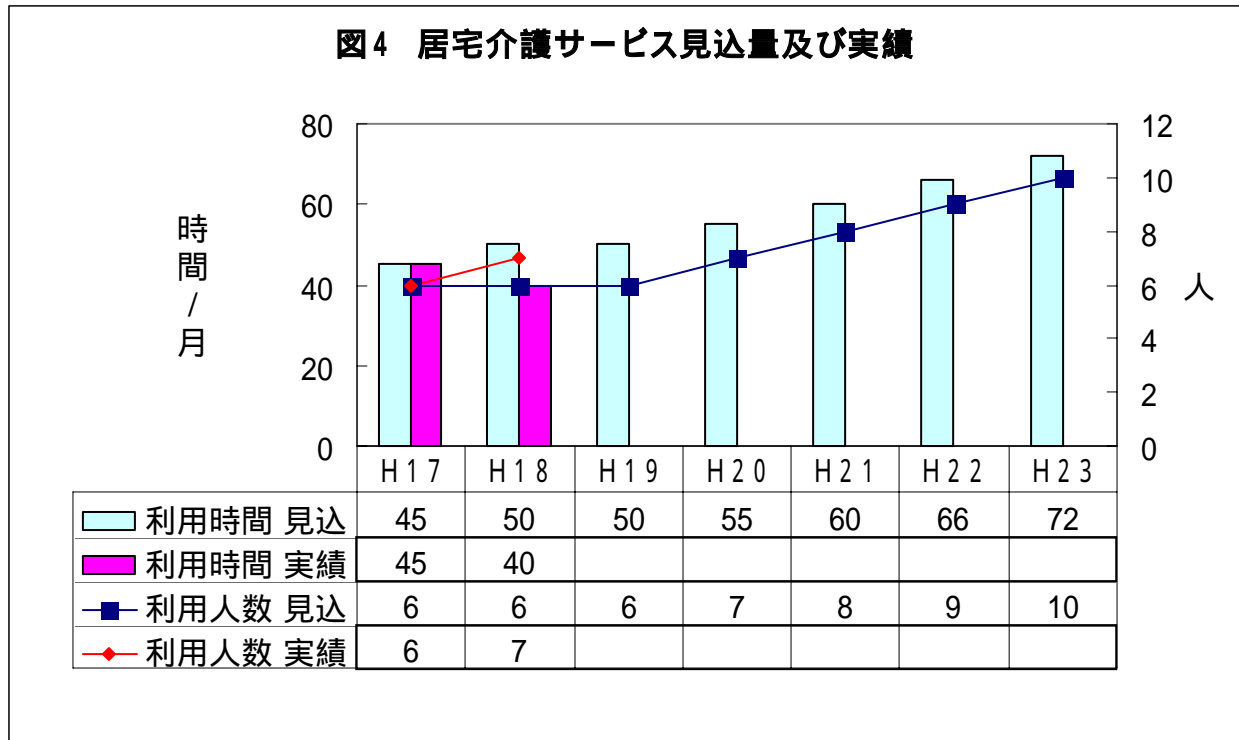


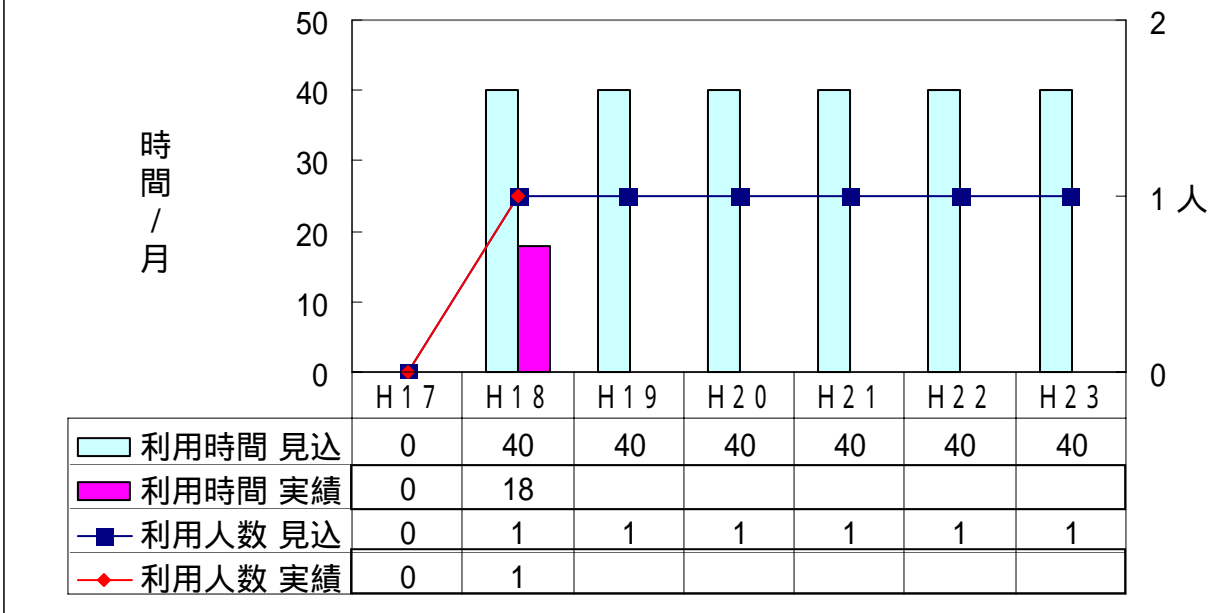
図2の居宅介護見込量については、10月の利用量を基準に設定しています。平成18年度の実績は利用者一人一人の利用月数で平均値を表しています。

平成17年度は毎月の定期利用者が平均して利用していましたが、平成18年度の実績では利用人数は1人増加していますが、サービス利用をやめたり、転出等により、時間数が10時間見込量を下回っています。(図4参照)

居宅介護の内容は、家事援助2人が定期的利用、身体介護もしくは通院介助5人が不定期利用となっています。

図3の訪問系サービスの伸び率の実績が見込量を大きく下回った理由として、行動援護の利用が少なかったことがあげられます。

図5 行動援護サービス見込量及び実績

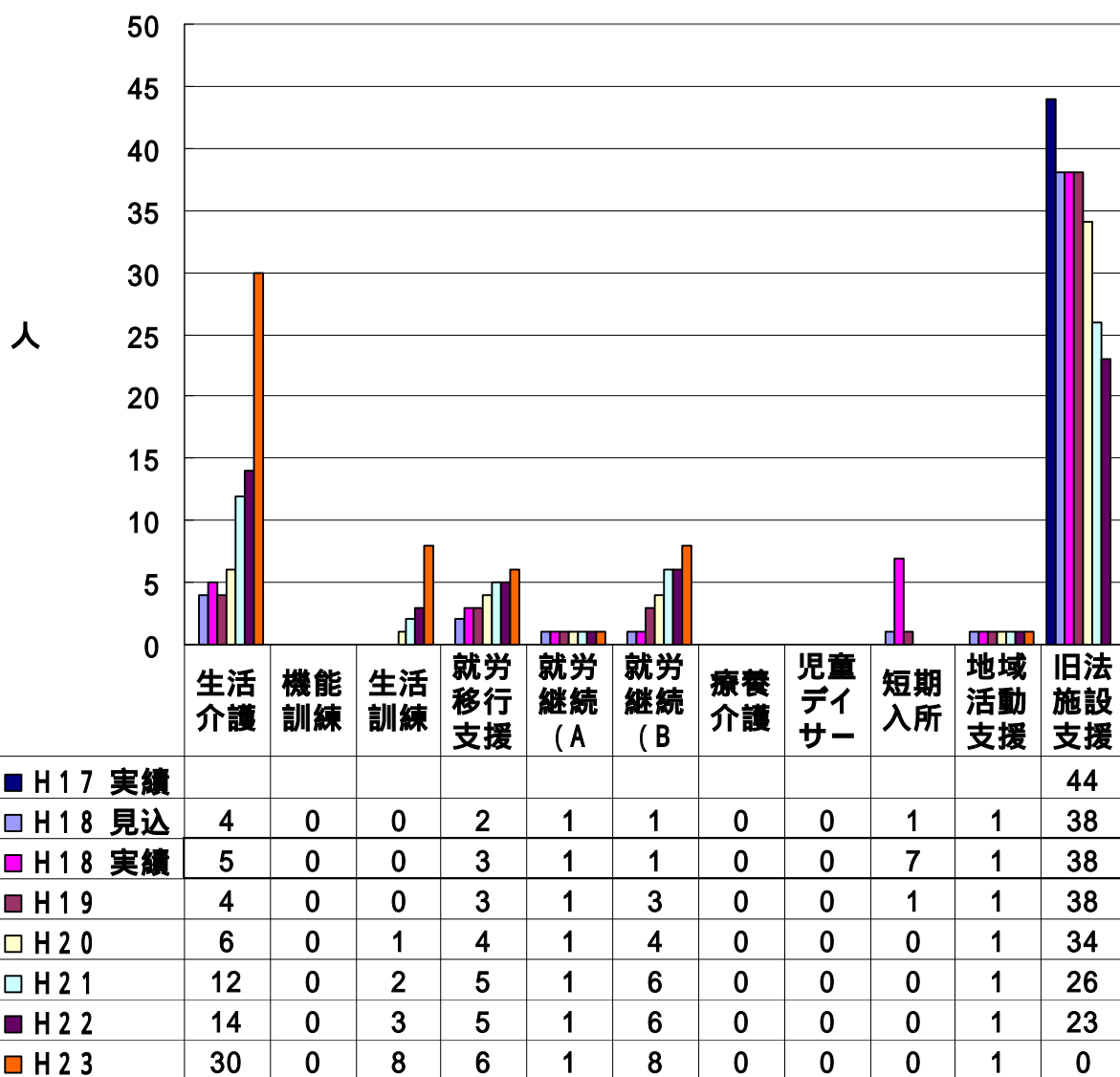


行動援護の実績が大きく見込量を下回った理由として、利用者が一時期利用できなかったことや、行動援護を他のサービスで利用したことが考えられます。

3 日中活動系サービス

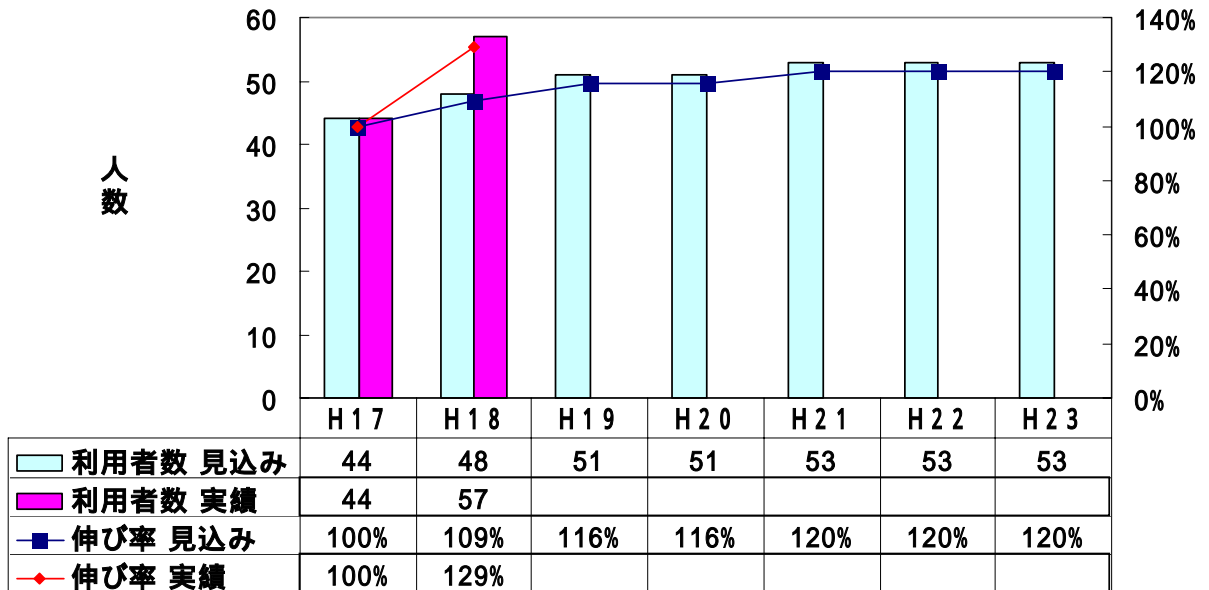
障がい福祉計画 27ページ参照

図6 日中活動系サービス利用者見込み及び実績



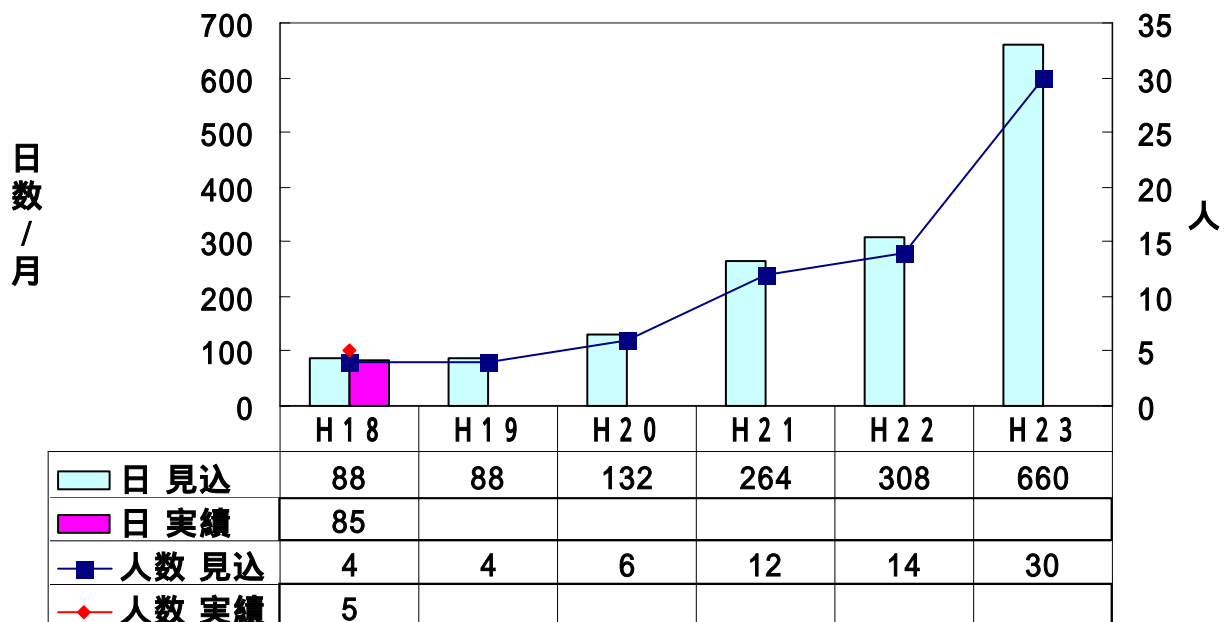
日中活動系サービスの平成18年度の見込量と実績を比較すると、就労継続A・B、地域活動支援センター、旧法施設支援については見込どおりとなっています。生活介護は、入所施設2ヶ所(2人)と通所施設2ヶ所(3人)の新体系移行に伴うものですが、うち通所施設1ヶ所の新体系移行が把握できなかったため、見込より1人増えています。就労移行支援は、入所施設1ヶ所(1人)、通所施設1ヶ所(2人)の新体系移行により見込みより1名増えています。短期入所は、当初見込が1人でしたが、実績では7人と大幅に増加しています。その要因として、当初見込んでいた介護者の事情による利用者1人の他に一時的利用者が多かったことにあります。

図7 日中活動系サービス利用見込及び実績



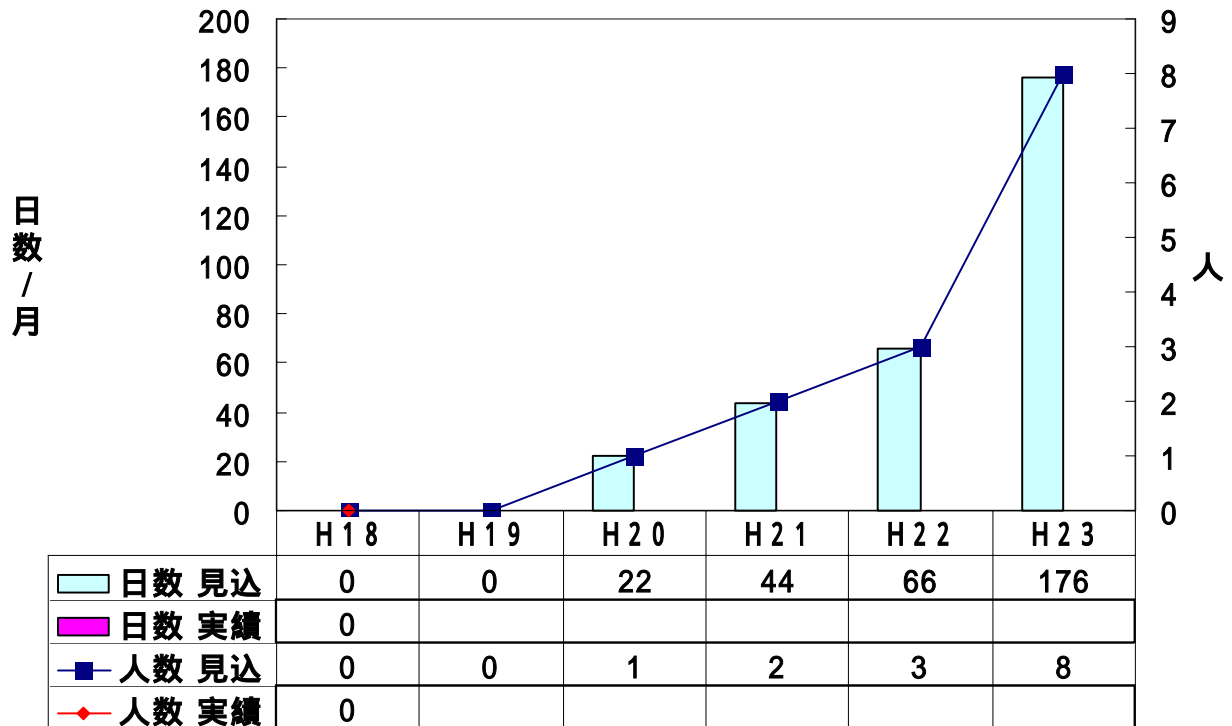
日中活動系サービス利用については、図 6 の各日中活動系サービスの総計となっています。短期入所利用が見込に比べ大幅に増加したこと、生活介護と就労移行支援の利用が見込よりも多かったことにより全体的に伸びています。

図8 生活介護サービス見込量及び実績



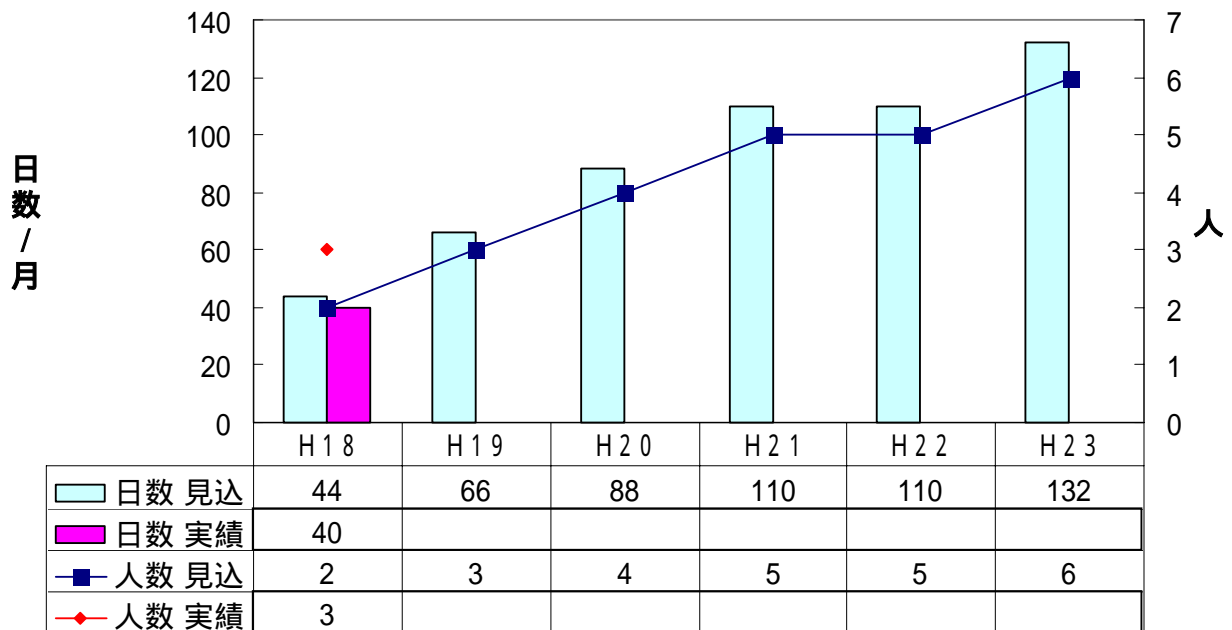
生活介護の利用日数については、見込 88 日、実績 85 日とほぼ見込どおりとなっています。利用者 5 人のうち、1 人が月 1 日程度の利用で他の 4 人については月 21 日程度の利用となっています。

図9 自立訓練(生活訓練)サービス見込量及び実績



自立訓練（生活訓練）は、見込どおり、平成18年度の利用はありませんでした。

図10 就労移行支援サービス見込量及び実績



就労移行支援は、平成18年度の実績が見込より1人増加し3人となっています。増加した1人については、11月からの利用となっているため、日数が少し下回っています。

図 1 1 就労継続支援 (A 型) サービス見込量及び実績

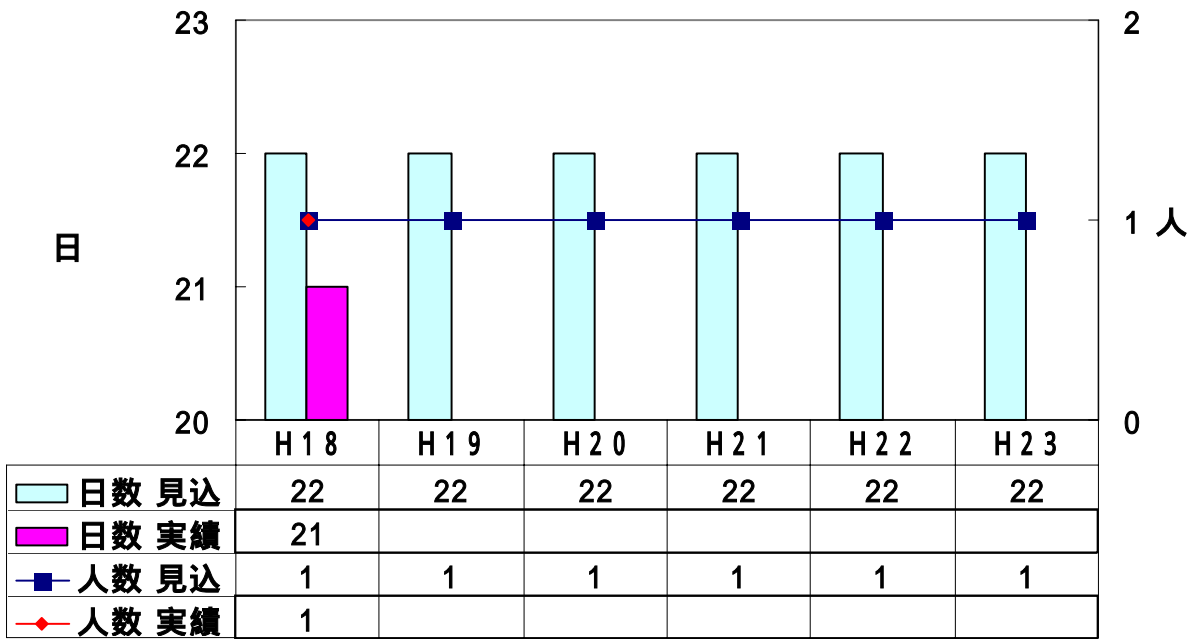
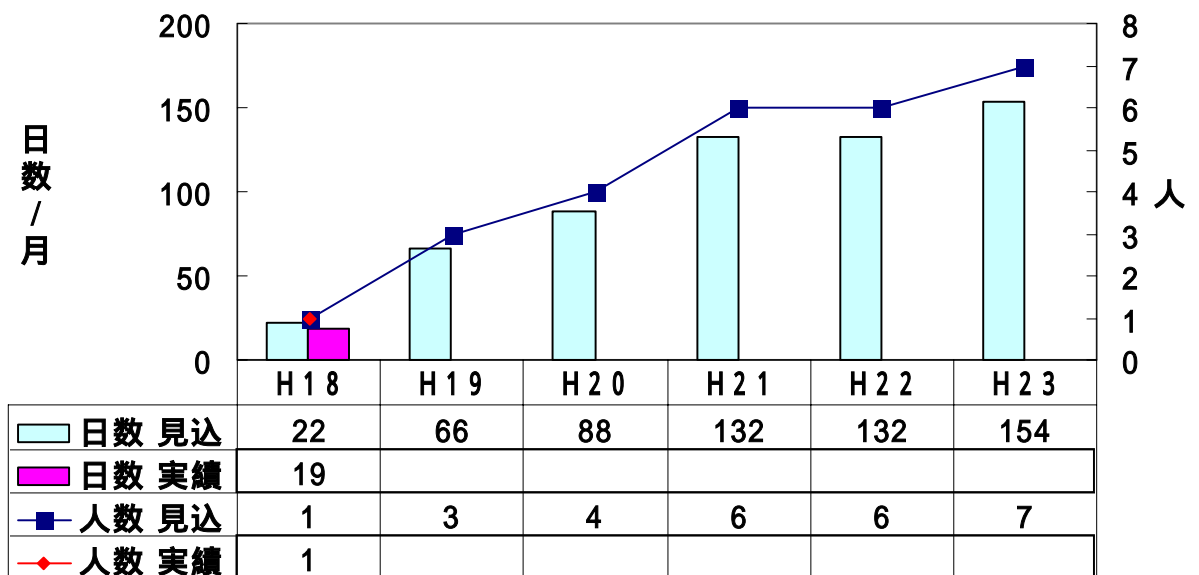
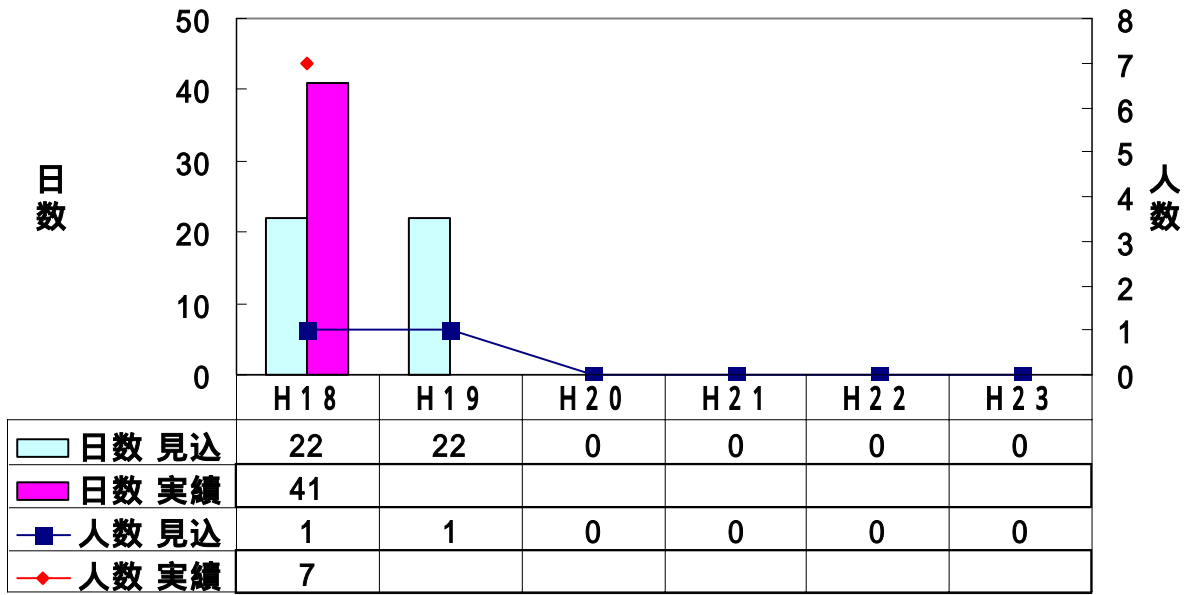


図 1 2 就労継続支援 (B 型) サービス見込量及び実績



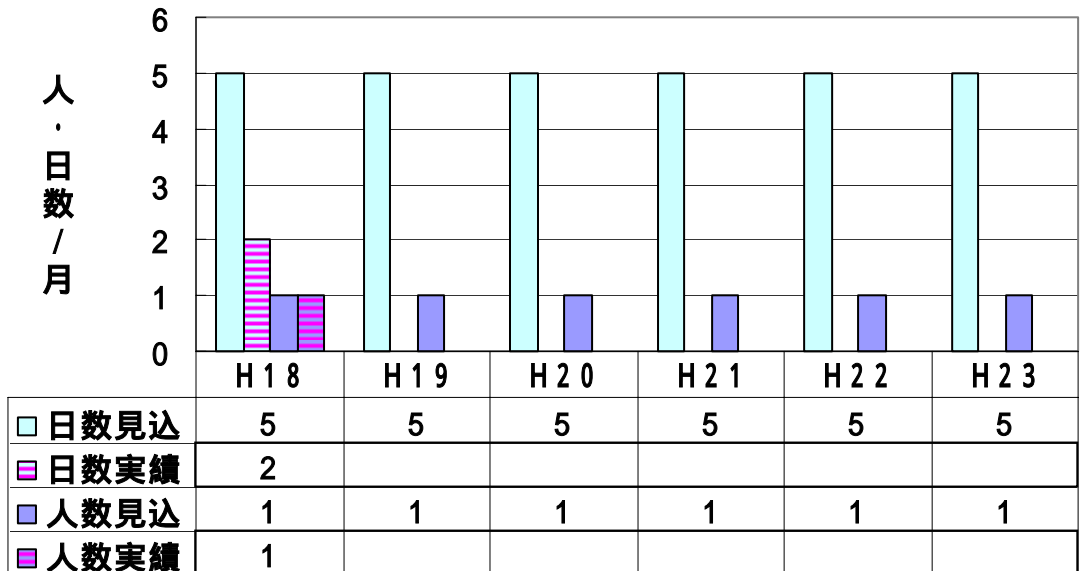
就労継続支援 A 型 (図 1 1) 就労継続支援 B 型 (図 1 2) とともに、利用者数は見込どおりとなっています。利用日数もほぼ見込どおりとなっています。

図13 短期入所サービス見込量及び実績



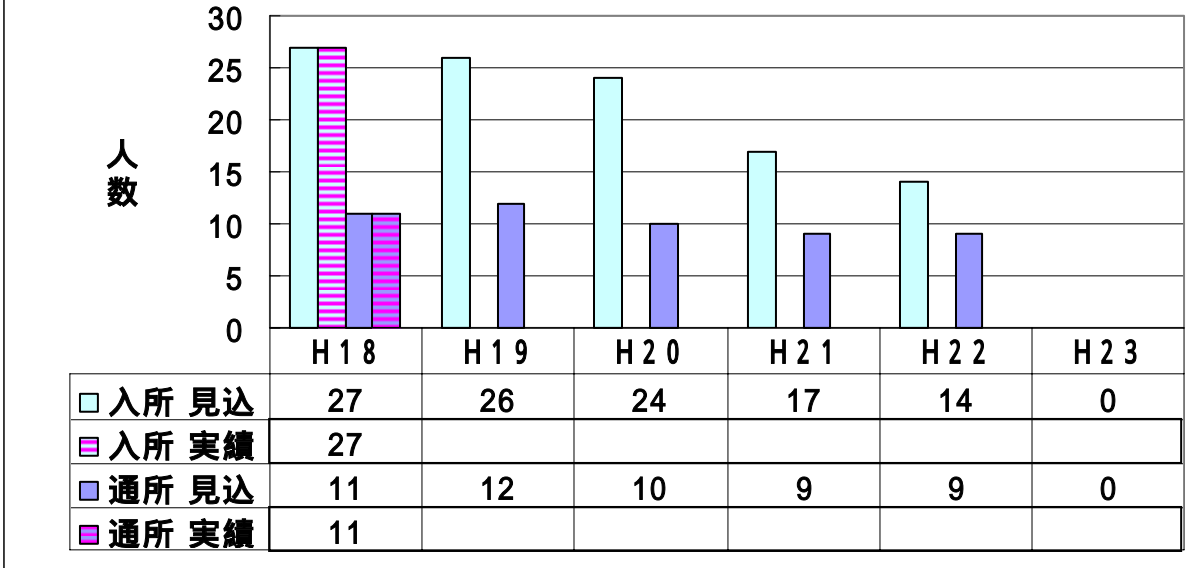
短期入所サービス利用については、介護者の事情による利用者1人を見込んでいましたが、実績では7人（うち児童1人）と大幅に増加しています。それにより日数も増加していると考えられます。

図14 地域活動支援センターサービス見込量および実績



地域活動支援センターサービスについては、利用者1人の途中転出により4ヶ月の利用となり利用日数の減少となっています。（設置箇所数は1ヶ所です。）

図15 旧法施設支援サービス見込量及び実績

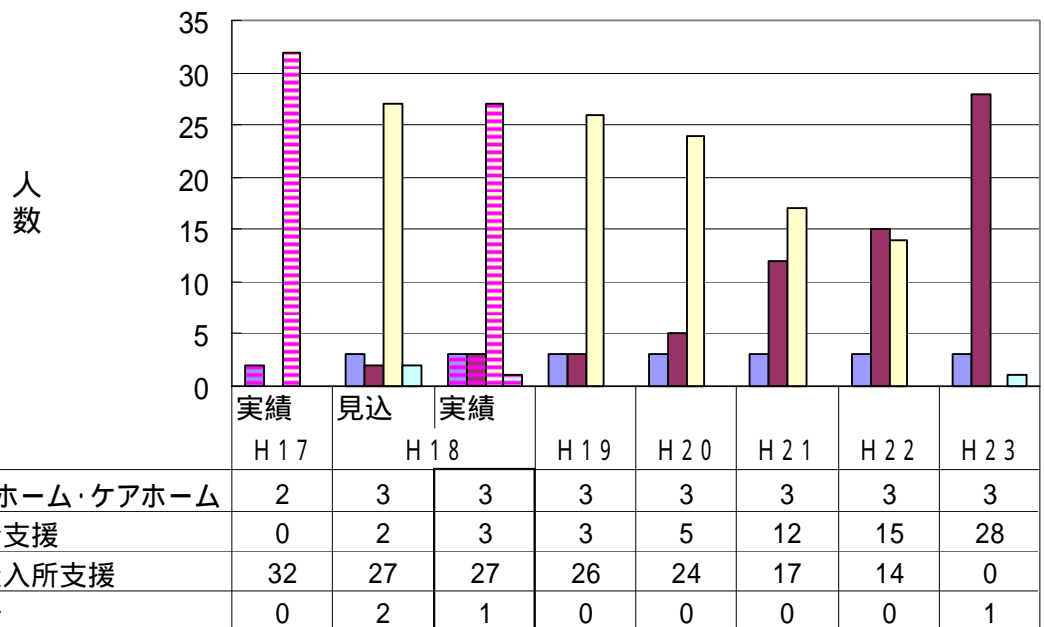


旧法施設支援サービスの実績については、入所27人、通所11人と見込どおりとなっています。入所の内訳については身体障がい者施設数4ヶ所で利用者7人（療護施設4人、授産施設3人）、知的障がい者施設数13ヶ所で20人（更生施設18人、授産施設2人）となっています。

4 居住系サービス

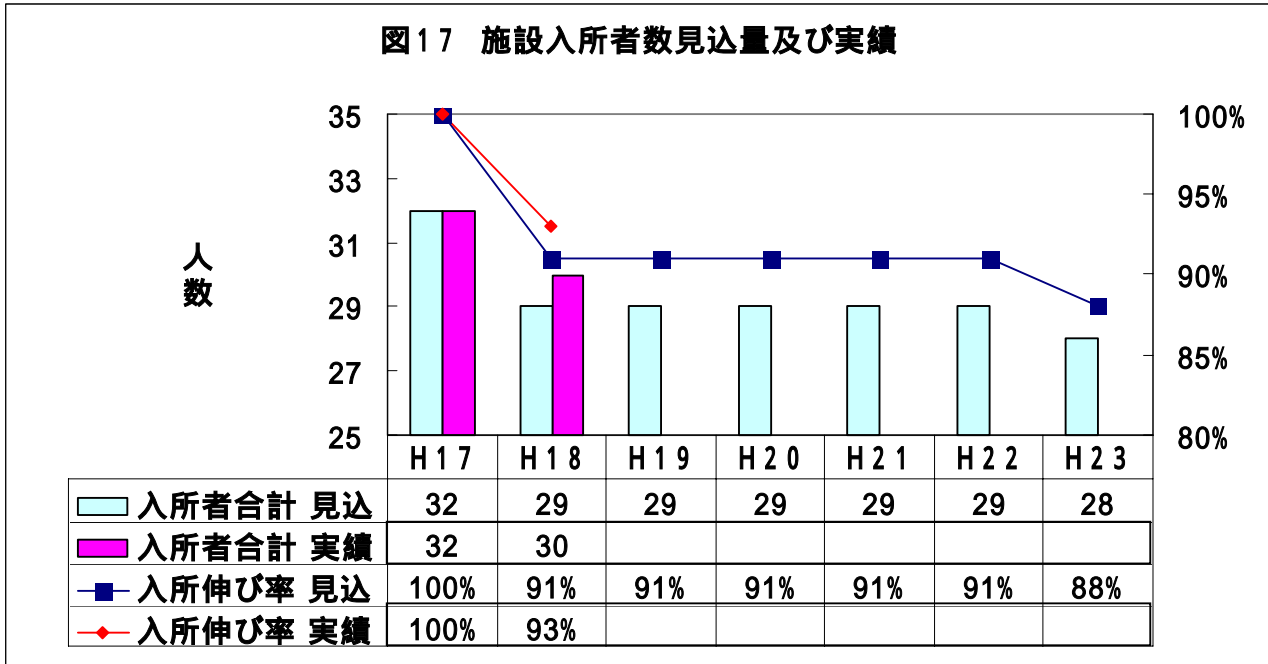
障がい福祉計画 38 ページ参照

図16 居住系サービス見込量及び実績



居住系サービスについては、旧施設入所者2人のうち1人が4月よりグループホームと通所利用を開始し、1人が8月より在宅に移行しています。グループホーム・ケアホームは、グループホーム利用者3人のうち1人が新規利用、2人が継続利用です。継続利用をしていた2人のうちの1人は12月よりケアホームに移行しています。

図17 施設入所者数見込量及び実績



施設入所者 32 人について、平成 18 年度見込では 3 人の方が地域へ移行すると推定していましたが、結果的には知的障がい者更生施設利用者 2 名でした。2 名のうち 1 名は平成 18 年 4 月より通所とグループホームのサービス利用を開始し、1 人は、平成 18 年 8 月に施設を退所し地域で生活を開始しました。見込んでいた 1 人は身体障がいのある方で、一時期、地域生活を検討していましたが、結果的には自分に合う通所施設が見つからず、入所継続となっています。

5 地域生活支援事業

障がい福祉計画 40～43 ページ参照

【相談支援事業】

(単位：箇所)

	H18見込	H18実績	H19	H20	H23
障害者相談支援事業	2	2	2	2	2
地域自立支援協議会	1	1	1	1	1
相談支援事業機能強化事業	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1	1

実績箇所数については、見込どおりとなっています。

【コミュニケーション事業】

(単位：人)

	H18見込	H18実績	H19	H20	H23
手話通訳者派遣事業	2	2	2	2	2

平成18年度実績は実人数2名で月1回の定期受診と会議での通訳派遣となっています。この事業に関しては自己負担は無料となっています。

【日常生活用具給付等事業】

(単位：件数)

	H18見込	H18実績	H19	H20	H23
介護・訓練支援用具(特殊寝台等)	4	5	2	2	2
自立生活支援用具(入浴補助用具等)	3	4	1	1	1
在宅療養等支援用具(電気式たん吸引器等)	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具(盲人用時計等)	1	2	1	1	1
排泄管理支援用具(ストマ装具等) / 計画当初の考え方で件数	60	28/66	72	72	84
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	1	2	1	1	1

平成18年度実績は、排泄管理用具と在宅療養等支援用具以外は1用具ずつの増加となっています。介護・訓練支援用具は介護保険の制度改正でベッドのレンタルができなくなった方2人(3件)に特殊寝台を支給しています。排泄管理支援用具は、平成18年10月より補装具支給から日常生活用具となり、利用人数は5人となっています。5人のうち4人にストマ用具、1名に紙おむつを支給しています。排泄管理支援用具の平成18年度実績28件は10月からの支給件数です。平成18年4月から9月までのストマ用具および紙おむつの支給件数は38件だったため、平成18年度の支給件数は66件となり、実質的には増加となっています。

【移動支援事業】

	H 1 8 見込	H 1 8 実績	H 1 9	H 2 0	H 2 3
実施見込箇所	4	4	4	4	4
利用人数	4	1	5	6	8
利用時間	35	2	40	45	60

移動支援事業は、12人が利用申請し決定を受けていましたが、実際の利用は1人という状況でした。12人中6人は日中一時支援事業も申請しており、他のサービスで代替したり介護者の事情により利用予定がなくなったと考えられます。

【日中一時支援事業】

	H 1 8 見込	H 1 8 実績	H 1 9	H 2 0	H 2 3
実施見込箇所	5	5	5	5	5
利用人数	8	10	8	9	11

日中一時支援事業は、13人（うち児童7人）利用申請し決定を受け10人（うち児童4人）が利用している状況であり、利用しやすいサービスと考えられます。

参 考 資 料

障がい福祉サービス量一覧表

(単位：人)

		H18見込	H18実績	H19	H20	H23
訪問系サービス	居宅介護	6	7	6	7	10
	重度訪問介護	0	0	0	0	0
	行動援護	1	1	1	1	1
	重度障がい者等包括支援	0	0	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	4	5	4	6	30
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	0	0	0	1	8
	就労移行支援	2	3	3	4	6
	就労継続支援（A型）	1	1	1	1	1
	就労継続支援（B型）	1	1	3	4	7
	療養介護	0	0	0	0	0
	児童デイサービス	0	0	0	0	0
	短期入所	1	7	1	0	0
	地域活動支援センター	1	1	1	1	1
居住系サービス	旧法施設支援（入所・通所）	38	38	38	34	0
	グループホーム	3	3	3	3	3
	ケアホーム	2	3	3	5	28
	施設入所支援	27	27	26	24	0

地域生活支援事業サービス量一覧表

(単位：人)

		H18見込	H18実績	H19	H20	H23
相談支援事業	相談支援	2	2	2	2	2
	障がい者相談支援事業 (単位：箇所)	2	2	2	2	2
	地域自立支援協議会 (単位：箇所)	1	1	1	1	1
	相談支援事業機能強化事業	1	1	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1	1
	コミュニケーション支援事業					
	手話通訳者派遣事業	2	2	2	2	2
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	4	5	2	2	2
	自立生活支援用具	3	4	1	1	1
	在宅療養等支援用具	1	1	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具	1	2	1	1	1
	排泄管理支援用具 (給付件数/計画当初の考え方での件数)	5(60)	5(28/66)	6(72)	6(72)	7(84)
	居宅生活動作補助用具	1	2	1	1	1
移動支援事業						
	利用人数	4	1	5	6	8
	利用時間(単位：時間)	35	2	40	45	60
地域活動支援センター		1	1	1	1	1
日中一時支援事業		8	10	8	9	11
生活サポート事業		0	0	0	0	0

南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画評価委員会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画評価委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 この会は、南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画（以下これらを「計画」という。）の推進にあたり、毎年度各施策の点検・評価を行ない、町長に必要な意見を述べることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体
- (3) 障がい当事者及びその家族

(委員の任期)

第4条 任期は委嘱の日から平成20年3月31日までとする。但し、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、又は委員が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、南幌町保健福祉課において処理する。

(報酬)

第7条 委員会の委員報酬は、無報酬とする。

(会議)

第8条 委員会は委員長が召集し、会議は委員長が議長となる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画評価委員会名簿

	氏 名	区分
委員長	輿水 武	社会福祉協議会会長
職務代理	栗林 和史	社会福祉関係
委員	前川 政則	学識経験者
委員	安藤 一雄	民生・児童委員協議会会長
委員	井口 進	医 師
委員	松坂 優	社会福祉関係
委員	木本 博司	障がい者団体代表
委員	小林 修	障がい者団体代表
委員	本間 美雪	住 民 代 表
委員	中村 達子	住 民 代 表

計 1 0 名